

## 経営管理体制

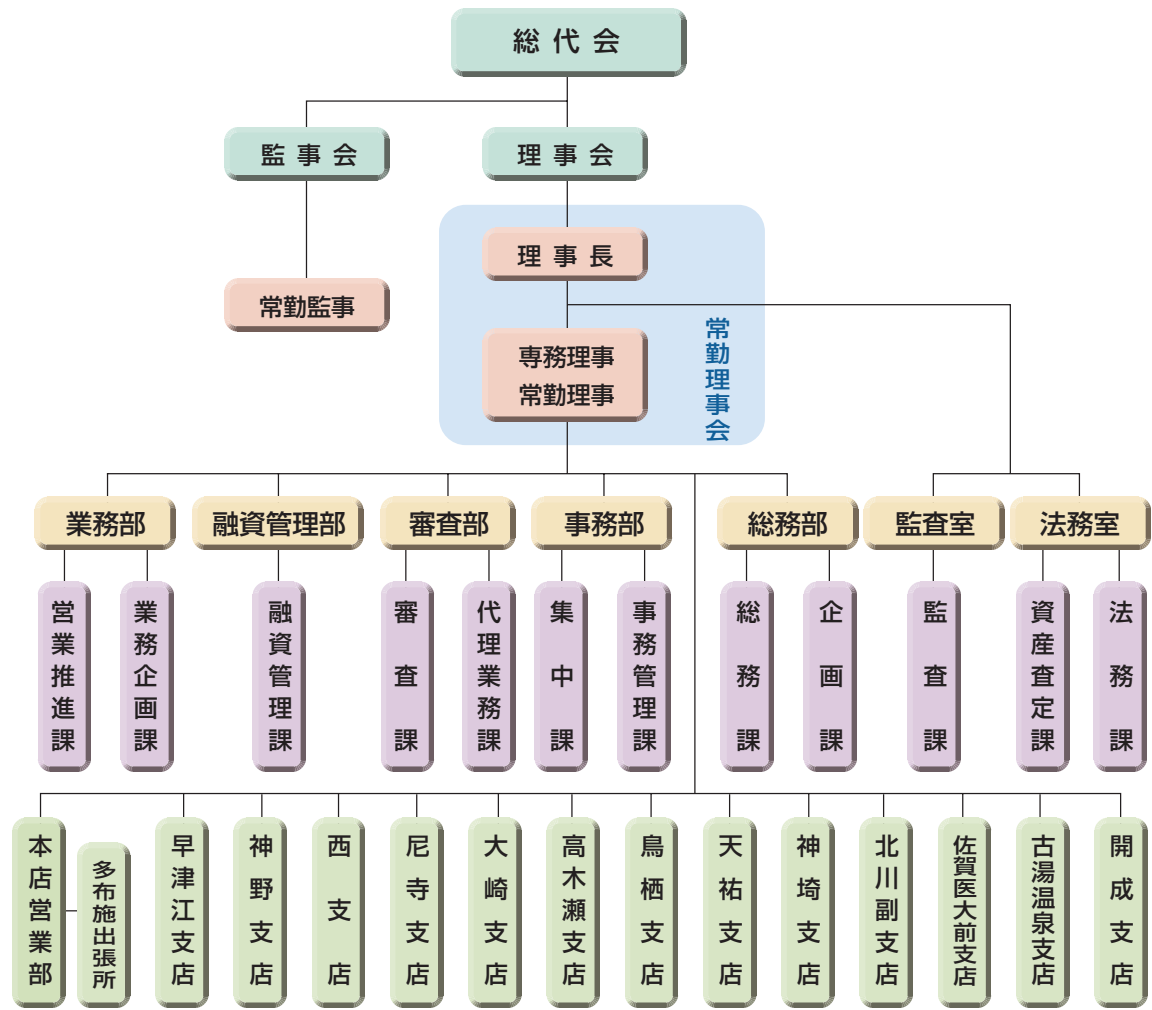
役員	29
組織図	29
沿革	30
総代会	31
リスク管理体制	35
法令遵守の体制	36
セキュリティーポリシー	37
プライバシーポリシー	37

## 役員のご紹介

理事長 (代表理事)	大坪 豊	監事	内田 英丸
専務理事 (代表理事)	江副 直	監事 (非常勤)	山本 登
理事	栗林 憲司	監事 (非常勤)	山口 茂樹
理事	田中 健一郎		
理事	今村 幸太郎		
理事 (非常勤)	田中 進		
理事 (非常勤)	松丸 隆信		

平成18年7月1日現在

## 当金庫の組織



平成18年7月1日現在

## 当金庫の沿革

昭和24年10月15日	市街地信用組合法による佐賀信用組合設立	平成元年9月11日	大崎支店新築
昭和28年3月28日	信用金庫法による佐賀信用金庫に改組	平成2年5月1日	ホームバンキング取扱開始
昭和29年6月1日	早津江支店開設	平成2年8月27日	古湯温泉支店開設
昭和30年5月16日	神野支店開設	平成3年2月17日	サンデーバンキング開始
昭和31年12月10日	中小企業金融公庫代理業務取扱開始	平成3年11月25日	早津江支店移転新築
昭和34年1月26日	全国信用金庫連合会代理業務取扱開始	平成4年6月10日	ジャスコ佐賀南店に店舗外現金預入払出機設置
昭和34年6月22日	西支店開設	平成5年3月1日	しんきんファクシミリ振込サービス取扱開始
昭和35年10月25日	国民金融公庫代理業務取扱開始	平成5年6月19日	新コーポレートマークの発表
昭和40年3月1日	住宅金融公庫代理業務取扱開始	平成5年7月1日	Qネット代金回収サービス取扱開始
昭和40年4月13日	尼寺出張所開設	平成5年9月6日	開成支店開設
昭和41年10月1日	尼寺出張所、支店昇格	平成6年8月1日	県内4金庫現金自動機による通帳での入出金、記帳の取扱開始
昭和43年3月11日	神野支店移転新築	平成6年9月20日	佐賀県立病院好生館に共同の現金自動支払機設置
昭和43年5月6日	大崎支店開設	平成7年3月18日	上峰サティに共同の現金自動支払機設置
昭和46年5月4日	本店新築	平成7年8月1日	ファミリーランドえぞえに店舗外現金預入払出機設置
昭和47年12月4日	高木瀬支店開設	平成8年4月1日	佐賀社会保険病院に店舗外現金預入払出機設置
昭和48年8月14日	預金量100億円達成	平成8年5月6日	ATM祝祭日稼働開始
昭和50年4月10日	鳥栖支店開設	平成8年11月18日	ATMを流通信販系カード会社に開放
昭和50年12月26日	九州しんきん事務センターオンライン加盟	平成9年4月14日	新情報系システム稼働
昭和51年10月18日	全国しんきん為替オンライン取扱開始	平成10年2月9日	どん <sup>3</sup> の森に店舗外現金預入払出機設置
昭和52年5月2日	天祐支店開設	平成10年4月29日	エスプラッツ内に店舗外現金預入払出機設置
昭和53年12月22日	日本銀行と当座預金取引開始	平成10年7月28日	佐賀空港内に店舗外現金預入払出機設置
昭和54年12月11日	日本銀行蔵入代理店業務取扱開始	平成11年3月29日	郵便局とのATMオンライン提携
昭和55年6月2日	神埼支店開設	平成11年6月7日	「テレホンバンキング」サービス開始
昭和57年4月5日	北川副支店開設	平成12年3月6日	「デビットカード」サービス開始
昭和58年9月22日	国債等の窓口販売の取扱開始	平成12年9月5日	ジャスコ佐賀大和店内に店舗外現金預入払出機設置
昭和60年12月23日	尼寺支店新築	平成13年3月19日	多布施出張所移転新築オープン
昭和60年12月25日	預金量500億円達成	平成13年4月1日	損害保険代理店業務開始
昭和61年4月14日	佐賀県庁内に店舗外現金預入払出機設置	平成13年11月7日	ホームページを開設しました
昭和62年11月9日	本店営業部多布施出張所開設	平成14年10月1日	生命保険代理店業務開始
平成元年2月10日	佐賀市役所内に店舗外現金預入払出機設置	平成15年3月19日	モラージュ佐賀内に店舗外現金預入払出機設置
平成元年3月23日	佐賀医大前支店開設	平成15年6月12日	個人向け国債取扱開始
平成元年4月17日	富士町古湯に店舗外現金預入払出機設置	平成15年12月15日	インターネットバンキングサービス開始
		平成16年3月18日	中小企業金融公庫および国民生活金融公庫と業務提携
		平成16年10月1日	印鑑照合支援システム稼働
		平成17年4月1日	セブン銀行とATM利用提携
		平成17年4月21日	「イオンスーパーセンター佐賀店」内にATM設置

# 総代会

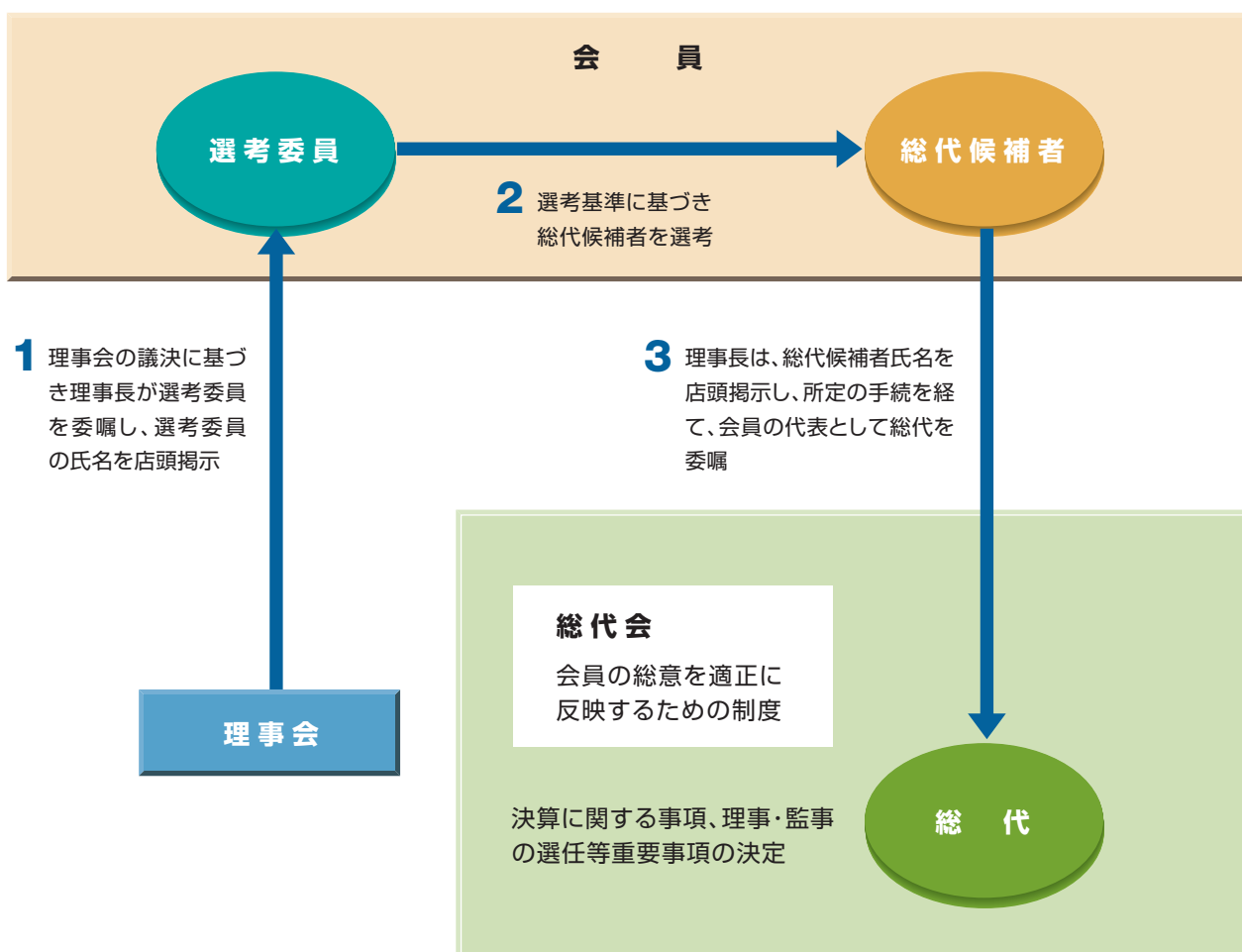
## 1 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員1人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員1人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

【総代会は、会員1人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。】



## 2 総代とその選任方法

### 1. 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は、70人以上100人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。  
なお、平成18年3月31日現在の総代数は78人で、会員は10,428人です。

選任区域	会員数	総代数						
		法人	40才~49才	50才~59才	60才~69才	70才~79才	80才以上	合計
本店区	2,086	4		4	2		2	12
早津江区	698					6		6
神野区	780	2		3				5
西区	1,057	1		3	2	2	1	9
尼寺区	1,150	1		3	3	3		10
大崎区	916	1	1		4			6
高木瀬区	732	3		1		1		5
鳥栖区	689			1	3	1		5
天祐区	408	1				2		3
神埼区	593			1	2	2		5
北川副区	391				2	2		4
佐賀医大前区	397				2	1	1	4
古湯温泉区	274					1		1
開成区	257		1		1	1		3
合計	10,428	13	2	16	21	22	4	78

### 2. 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準（右の表）に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

- 1 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- 2 その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- 3 その総代候補者を会員が信任する。  
（異議があれば申し立てる）

#### 総代候補者選考基準

##### ① 資格要件

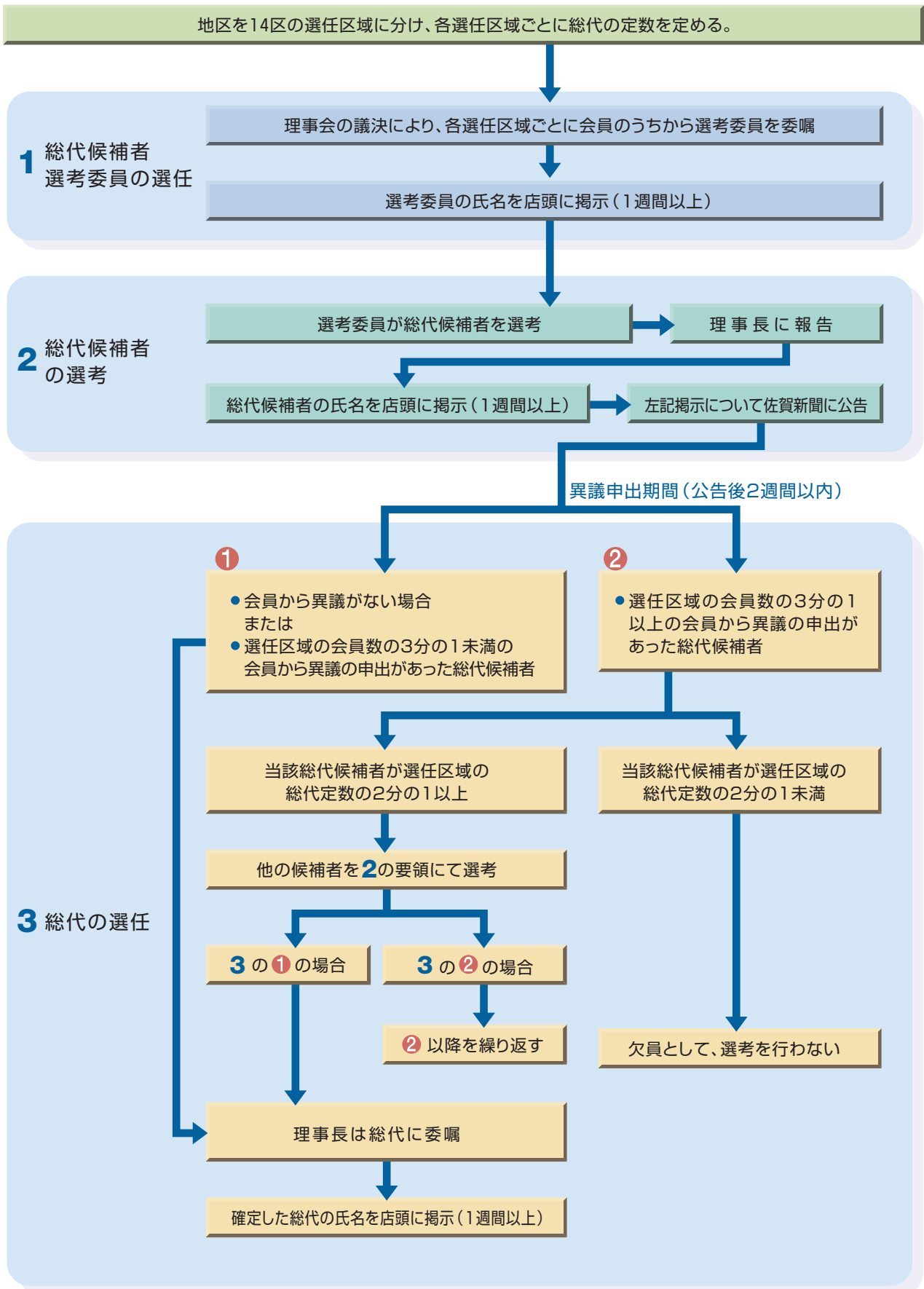
- 1 | 当金庫の会員であること

##### ② 適格要件

- 1 | 総代として相応しい見識を有している人物であること。
- 2 | 良識をもって正しい判断ができる人物であること。
- 3 | 地域における信望が厚く、総代として相応しい人物であること。
- 4 | 行動力があり、積極的な意見ができる人物であること。
- 5 | 人格、見識に優れ、当金庫の発展に寄与できる人物であること。
- 6 | 金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する人物であること。

# 総代会

## 総代選任までのフロー図



### 3. 第57期通常総代会の決議事項

平成18年6月22日の第57期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

#### 1 報告事項

- 第57期貸借対照表、損益計算書報告の件
- 第57期監査結果報告の件

#### 2 決議事項

- 第1号議案 ● 第57期業務報告書及び剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 ● 定款一部変更の件
- 第3号議案 ● 会員除名の件
- 第4号議案 ● 任期満了に伴う役員選任の件
- 第5号議案 ● 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件

### 4. 総代の氏名

(敬称略)

選任区域	人数	氏名
本店区	12名	井手義博 福島正義 小池正 渋谷要 山下勝 西村純一 中野恵文 手塚博明 (株)吉野商店 (有)吉川綜合開発 (株)ミス (有)旅館あけぼの
早津江区	6名	北村栄 仁位進 井手一男 梅崎弘之 前田繁 古賀成行
神野区	5名	藤崎文也 御厨和博 北島修 (有)エスプラン (有)早田設備
西区	9名	中島悟 野口浩二 吉末重久 谷口茂 内田洋男 芝原耕一 副島太郎 松尾英光 (有)小野モータース
尼寺区	10名	平方良之 上野繁次 坂田範里 山口文博 中島正則 牧瀬勝将 古賀勝也 池田博司 本村一 (有)黒田屋
大崎区	6名	深町健次郎 大石孝二 木下法幸 秀島敏明 山口信之 田島興産(株)
高木瀬区	5名	大塚幸男 関本優 (株)協和製作所 武富建設(株) (株)古賀工作所
鳥栖区	5名	増田悟 兼行研一 篠原祐享 天本良光 毛利定俊
天祐区	3名	水間善次郎 小柳實 (有)誠電社
神埼区	5名	吉岡敏夫 重松敏央 増田博明 古賀覚 野口光弘
北川副区	4名	山口稔 馬場文月 原田勝昌 武藤軍司
佐賀医大前区	4名	千綿安正 徳永康次 杉町浩 川崎武文
古湯温泉区	1名	田中知雄
開成区	3名	大坪利孝 副島康弘 千布清孝

# 金庫の事業の運営に関する事項

## リスク管理の体制

金融の自由化・国際化が進展するなか、金融機関の業務はますます多様化し、信用リスクをはじめとして、事務リスク、市場関連リスクなど、さまざまなリスクが経営に影響を及ぼすようになってきています。

当金庫におきましては、各種リスクを正しく認識・把握し、かつ、適切に管理することによって、経営基盤の確立と安定収益の確保を図ることを目的とし、リスク管理体制の構築に努めています。

### 1. 信用リスク

信用リスクとは、貸出先の業況悪化のため、貸出金の元本、利息などが当初の約束どおりに返済されなくなるリスクのことです。

当金庫では、資産の健全性を維持・向上させるために、「業務運営規程」に基づいた厳正な審査体制をとっています。一定金額以上の大口融資につきましては「融資審査会」により総合的な審査が実施されています。また、内部研修

の実施や外部研修への派遣を行うなど審査能力の向上に努めています。管理面におきましては、融資管理部による営業店指導を行うなど、不良債権の発生防止に努めています。自己査定については、営業店及び関連部署が自己査定を行った結果について、当該部署から独立した法務室資産査定課が監査を行う体制をとっています。

### 2. 市場関連リスク

金融機関は、金融の自由化・国際化の進展、デリバティブ取引の急速な拡大により、資産（貸出、有価証券など）・負債（預金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格の変動がもたらす「価格変動リスク」などの市場関連リスクに常にさらされており、安定収益の確保のためには資産・負債の総合管理（ALM管理）が重要と

なっています。

当金庫では、シミュレーションを行いながら経営計画をたて、計画と実績を月次ベースで比較していくことで収益のプレを小さくするようにしています。また、BPV法による金利リスク量の計測を行うなど、市場リスク管理に努めています。

### 3. 流動性リスク

流動性リスクとは、市場流動性リスクと資金繰りリスクのことをいいます。

市場流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいい、資金繰りリスクとは、当庫の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる

場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、市場流動性の状況を適切に把握し対応するとともに、当金庫の資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰りを確保しております。

### 4. 事務リスク

金融商品の多様化や機械化の進展に伴い、事故防止のため内部事務管理の整備に努めています。すなわち、事務取扱要領や事務処理マニュアルの随時改訂整備、事務処理改善策等の検討、各種勉強会の開催など、職員一人ひとりの資質向上を図っております。また、営業店には自

主検査を義務付けるとともに、事務部による臨店事務指導を行って事務の正確性の向上を目指すほか、監査室による事務全般の事務処理に関する立入検査を実施して、事務リスクの未然防止や事故防止のための適切な指導・管理を行っています。

### 5. システムリスク

システムリスクとは、コンピュータ・システムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスクのことです。

金融機関にとってのシステムの安定稼働は社会的責務と言っても過言ではありません。当金庫では、万一の災害

時においてもコンピュータ・システムが安定稼働するようにバックアップシステムを確立しています。また、危機管理計画書を作成し、組織として万全の対応ができるよう取り組んでおります。



## 法令遵守の体制

当金庫は、法令等遵守（コンプライアンス）を経営の最重要課題のひとつとして位置付け、社会的使命と責任を全うする金融機関として、地域社会の期待に応え、これまで以上の揺るぎない信頼を確立するために、次のとおり「佐賀信用金庫行動綱領」を定めております。

1. 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任を遂行します。
2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展へ貢献します。
3. 法令やルールを厳格に遵守し誠実かつ公正な業務運営を遂行します。
4. 地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。
5. 従業員の人權、個性を尊重するとともに安全で働きやすい環境を確保します。
6. 環境問題に積極的に取り組みます。
7. 社会貢献活動に積極的に取り組みます。
8. 反社会的勢力を断固として排除します。

当金庫におきましては、法令等遵守（コンプライアンス）体制強化のため、以下の諸施策を実施しております。

- (1) 法令遵守実施計画を年度ごとに策定しています。
  - (2) 「法令遵守の手引」を策定（毎年度見直し）し、全役員に配布しています。
  - (3) 法令遵守にかかる統括部門として「法務室」を設置し、各部室店に「法令遵守統括責任者」及び「法令遵守担当者」の配置を行っています。
  - (4) 役員及び管理職を対象とした外部講師による研修、法令遵守担当者を対象とした研修、各部室店における毎月の勉強会等を実施し、コンプライアンス教育の強化をはかっています。
  - (5) 監査室の監査項目に法令遵守に関する事項を盛り込み、法令遵守体制が適切に機能しているかチェックを行っています。
  - (6) 法令遵守違反があった場合は、すみやかに各部室店から事故・不祥事件等に係る報告を求め、それにもとづく適切な対策を講じ、再発防止に努めています。
- これらのほか、金融商品の販売等に関する法律にもとづき、「金融商品に係る勧誘方針」を策定・公表するとともに、適切な勧誘を行うよう徹底しています。今後も、単なる法令遵守にとどまらず、役職員一人ひとりが、より一層高い規範意識が求められているという自覚をもって、さらなるコンプライアンスの徹底に努めていきます。

### ■ 金融商品に係る勧誘方針

- |   |  |  |   |  |   |
|---|--|--|---|--|---|
| 1 |  | 当金庫はお客様の資産運用目的、知識、経験及び財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品説明を行います。                     | 2 |  | 商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決め戴きます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明いたします。 |
| 3 |  | 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心がけ、お客様に対して事実と異なる説明をしたり、誤解を招く事のないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。 | 4 |  | 当金庫は、お客様にとって不都合な時間や迷惑な場所での勧誘は行いません。   |
| 5 |  | 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせ下さい。                   |   |  |   |

## 情報資産保護に関する基本方針（セキュリティポリシー）

### 本基本方針策定の目的

情報技術（IT）の発展に伴い、情報システムは国民生活に必要不可欠となってきています。このような中、当金庫は金融機関としての社会的責任を果たすため、当金庫が保有する情報資産を適切に保護し管理しなければなりません。万が一にも情報資産の漏洩、紛失、不正使用、改ざん等が行われ、または災害、故障その他の理由により情報システムが停止した場合には、当金庫の業務遂行に重大

な影響が及ぶことはもとより、企業イメージが低下し信用が失墜することにより当金庫に多大な損失がもたらされ、また、地域の中小企業者や住民の方々にご迷惑をおかけすることとなります。このため当金庫は情報資産の安全対策に関する基本方針として、「情報資産保護に関する基本方針（セキュリティポリシー）」を策定しました。

### 個人情報保護宣言について

平成17年4月1日「個人情報保護法」の全面施行に伴い、当金庫における個人情報に関する取引方針等を下記のとおり宣言文という形で決めました。

つきましては、当金庫におきましても、同宣言に基づき、個人情報の適切な保護と利用を図ってまいりたいと存じ

ますのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお宣言文等につきましては当金庫のホームページ（<http://www.sagashin.co.jp>）においても掲載いたしております。

#### 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

2005年4月1日  
佐賀信用金庫

## セキュリティ強化への取り組み

### 1. ATMご利用限度額の変更

キャッシュカードの盗難・偽造被害を抑制するため、平成18年1月よりATMにおける1日あたりの現金引出限度額を50万円に引き下げました。また、お客様のご希望のご利用限度額（上限200万円）への変更は可能ですので、その際は窓口までお申し出下さい。

### 2. ATMコーナーのセキュリティ強化

ATM画面操作時に暗証番号を盗み見されないための「遮光フィルム」の設置を完了しました。ATMコーナーの防犯についても、日常の点検を徹底しています。

### 3. 預金者保護法への対応

平成18年1月より各種カード規定を改定し、偽造・盗難カード等の被害に対する補償について、法律の趣旨に則った対応を行っています。